

## 習志野市公告第209号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに習志野市財務規則(平成3年規則第25号)第122条の規定により、一般競争入札(総合評価落札方式)の実施について必要な事項を次のように公告する。

平成28年11月11日

習志野市長 宮本 泰介

### 1 一般競争入札(総合評価落札方式)に付する事項

#### (1) 件名

習志野市学校給食センター建替事業

#### (2) 履行場所

習志野市芝園2丁目1番地の32

#### (3) 概要

入札説明書のとおり

#### (4) 事業期間

契約締結日から平成46年3月31日まで

#### (5) 予定価格

7,295,431,000円(税抜)

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を除いた額である。

#### (6) 最低制限価格

設定無し

#### (7) 契約保証金・対価の支払い方法

##### ① 契約保証金

サービス対価 A 及びサービス対価 B の元本額の合計の金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

ただし、契約保証金の納付は、習志野市財務規則第142条第2項の準用する習志野市財務規則第126条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。

また、契約保証金の納付は、習志野市財務規則第142条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

なお、習志野市財務規則第147条により、事業者は、設計・建設期間満了後において、市に対し、契約保証金の返還を請求することができる。

##### ② 対価の支払方法

入札公告時に公表する事業契約書(案)に示す。

#### (8) 入札方法

入札公告時に公表する入札説明書に示す。

(9) その他

入札参加者が一入札参加者であった場合も参加資格審査、第一次審査及び第二次審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人(以下に定義する代表企業及び構成企業(以下「構成員」という。)並びに協力企業)で構成されるグループとする。
- ② 入札参加者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することを妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、次のいずれかに該当する二者の場合をいう。
  - ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条に規定による。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3項及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ。)の関係にある場合
  - イ 親会社を同じく子会社同士の関係にある場合また、「人事面において密接な関連のある者」とは、次のいずれかに該当する二者の場合をいう。
  - ア 一方の会社の代表権をもつ役員が他方の会社の代表権をもる役員を現に兼ねている場合
  - イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - ウ 平成28、29年度「習志野市入札参加資格者名簿」において、一方の会社の契約締結権者が他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合
- ③ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。
  - ア 代表企業:会社法に定める株式会社として特別目的会社(以下「SPC」という。)から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資を行う企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業
  - イ 構成企業:SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資を行う企業
  - ウ 協力企業:SPCから直接業務の受託・請負をするが、SPCに出資を行わない企業
- ④ 設計業務・工事監理業務・建設業務・給食調理業務(以下「特定業務」という。)を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることができない。

ただし、入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、入札参加者の協力企業が、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

- ⑤ 参加資格審査書類及び第一次審査書類の受付締切日以降の代表企業、構成員及び協力企業の変更及び追加は、入札説明書に記載の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。
- ⑥ 入札参加者の構成員又は協力企業は、SPCから受託又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は請負契約により実施させることができる。市がSPCとの事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の協力企業に対しても、同様の取り扱いができるものとする。ただし、上記④に記載した特定業務については、この限りではない。なお、第三者委託又は請負契約を行う際は、当該委託若しくは請負契約を締結する前に、市の承諾を受けるものとする。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下①及び②で規定する参加資格要件に満たしていなければならない。

### ① 共通の参加資格要件

- ア 平成28・29年度「習志野市入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- イ 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間、受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は入札書類及び提案書類提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - (イ) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
  - (ウ) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
- エ 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していない者であること。
- オ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入していること。
- カ PFI法第9条に示される欠格事由に該当しないこと。
- キ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

- ・株式会社日建設計総合研究所
- ・株式会社日建設計シビル
- ・ベーカー & マッケンジー法律事務所
- ・ビヨンド総合会計事務所

ク 習志野市学校給食センター建替事業・事業者審査委員会(落札者決定基準に示す)の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において 密接な関連がある者でないこと。

なお、落札者決定基準公表日以降、本事業について委員との接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

## ②個別の参加資格要件

### ア 設計業務を行う者

設計業務を行う場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で行う場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

(ア)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ)平成28・29年度「習志野市入札参加資格者名簿」に建築関係建設コンサルタント業務で掲載されていること。

(ウ)平成18年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定制給食施設の設計業務(実施設計)を元請として履行した実績を有すること。

(エ)平成18年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の設計業務(実施設計)を元請として履行した実績を有すること。

### イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で行う場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

(ア)建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ)平成28・29年度「習志野市入札参加資格者名簿」に建築関係建設コンサルタント業務で掲載されていること。

(ウ)平成18年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定制給食施設の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。

(エ)平成18年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。

### ウ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で行う場合は、以下に示す(ア)、(イ)及び(ウ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(エ)及び(オ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

- (ア)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ)平成28・29年度「習志野市入札参加資格者名簿」に建設工事で登載されていること。
- (ウ)建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値(P)が700点以上であること。
- (エ)平成18年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の施工を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体での実績は、代表者としての実績に限る。
- (オ)平成18年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の施工を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体での実績は、代表者としての実績に限る。

#### エ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で行う場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

- (ア)平成28・29年度「習志野市入札参加資格者名簿」に「業務委託」で登載され、かつ業務区分が大分類「医療・医事・給食」、中分類「学校・寮給食」に登載されていること。
- (イ)ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の調理業務の実績を有すること。
- (ウ)平成23年4月以降に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- (エ)平成23年4月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業許可の取消、営業禁止又は営業停止の処分を受けていないこと。

#### オ 維持管理業務及び調理設備設置業務を行う者

維持管理業務及び調理設備設置業務を実施する場合は、全ての企業が以下に示す要件に該当すること。

- (ア)平成28・29年度「習志野市入札参加資格者名簿」に登載されていること。

#### (3)参加資格の審査

参加資格確認基準日は、参加資格審査書類及び第一次審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格の喪失については、入札説明書のとおりとする。

#### (4)構成員等の変更及び追加

入札説明書のとおり。

### 3 入札参加申請及び資格審査等

入札参加者は、参加資格審査申請書類及び第一次審査書類を提出し、参加資格の審査を受けること。なお、期限まで参加資格審査申請書類及び第一次審査書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

#### (1) 参加資格審査申請書類及び第一次審査書類の受付

受付期限:平成28年12月6日(火)午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

提出方法:習志野市教育委員会学校教育課まで、事前連絡の上での持参又は、郵送(郵送の場合は、配達記録の残る方法に限る。)により提出すること。

提出場所:習志野市教育委員会学校教育部 学校教育課

住 所:千葉県習志野市鷺沼2丁目1番10号

電 話:047-451-1133

#### (2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、平成28年12月13日(火)までに代表企業に通知する。

#### (3) 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

入札参加資格の審査により、入札参加資格がないと認められた者は、以下によりその理由について、書面(任意様式)により説明を求めることができる。

受付期限:平成28年12月19日(月)午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

提出方法:習志野市教育委員会学校教育課へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録の残る方法に限る。)により提出すること。

提出場所:習志野市教育委員会学校教育部 学校教育課

住 所:千葉県習志野市鷺沼2丁目1番10号

#### (4) 入札参加資格がないと認めた理由の回答

入札参加資格がないと認めた理由の回答を、平成28年12月26日(月)までに代表企業に対して行う。

### 4 入札に関する事項

#### (1) 入札書類及び提案書類の受付

入札参加資格の審査を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した第二次審査書類(入札書類及び提案書類)を事前に連絡の上、次のとおり提出すること。

提出日時:平成29年2月3日(金)午前10時～午後2時

提出方法:提出場所へ持参すること。

提出場所:習志野市教育委員会学校教育部 学校教育課

入札参加者:原則、代表企業とする。ただし、「委任状」を事前に提出している

場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

## (2)開札の手順

開札は、代表企業又はその代理人の立会の上行うものとする。

開札日時:平成29年3月22日(水) 午後4時～(予定)

開札場所:習志野市役所仮庁舎(京成津田沼駅前ビル)3階入札室

全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札(2回目)は行わない。

## (3)入札保証金

免除する。

## (4)入札金額

入札金額は、入札公告時に示す様式集に沿って記載すること。この際の計算の前提は、事業契約書(案)において定める。

## 5 入札の無効

習志野市財務規則第128条に加え、次のいずれかに該当する一般競争入札者は、無効とする。

- (1) 入札書類が所定の日時までに到着しないもの
- (2) 入札書類に必要な記名押印のないもの
- (3) 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- (4) 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- (5) 入札金額内訳書の添付及び記載のないもの。また、見積項目を合計した額が、入札金額と一致しない入札
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類

## 6 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、一般競争入札(総合評価落札方式)とする。
- (2) 審査は学識経験者等で構成する習志野市学校給食センター建替事業・事業者審査委員会(以下「委員会」という。)が落札者決定基準に基づいて実施する。

### 【委員会構成員】

委員長	根本 祐二	東洋大学経済学部教授/PPP 研究センター長
副委員長	望月 悦子	千葉工業大学工学部 建築都市環境学科 教授
委員	平澤 マキ	淑徳大学看護栄養学部栄養学科
〃	白壁 慶積	習志野市 都市環境部 技監
〃	櫻井 健之	習志野市 教育委員会 学校教育部長

- (3) 提案内容の説明を求めため、入札参加者にヒアリングを行う。

ヒアリングの日時や場所、実施方法等については、入札書類及び提案書類の受付け以降に、別途入札参加者に通知する。

(4)市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(5)結果及び評価について、市は委員会における審査結果を取りまとめて、各代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

## 7 契約に関する事項

### (1)契約手続き

①市と落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

②市は、落札した入札参加者の構成員が設立したSPCと、基本協定に基づき、事業実施の詳細条件を協議、調整し、仮契約を締結する。

③仮契約は、習志野市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に、本契約となる。

### (2)事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払い方法等を定める。

### (3)契約金額

契約金額は、落札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

### (4)SPCの設立等

#### ① SPCの設立

落札した入札参加者の構成員は、仮契約締結までにSPCを習志野市内に設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。

また、構成員全体で議決権の全部を保有するものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、議決権のない株式は、構成員以外の者が保有してもよいものとする。

#### ② 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。ただし、市と事前に協議を行い、承諾を受けた場合はこの限りではない。

## 8 その他

(1)詳細は、入札説明書等による。

(2)提出された資格審査資料は返却しない。なお、公表し、又は無題で使用することはない。

(3)提出された資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(4)市は、本事業の事業契約に関する議案を、平成29年第2回定例会に提出する予定である。



- ・問合せ先:習志野市教育委員会学校教育部 学校教育課
- ・場 所:〒275-0014 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番10号
- ・電 話:047-451-1133 FAX:047-452-0771
- ・E-mail:gakyoiku@city.narashino.lg.jp